

議員提出第 1 号

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 6 年 5 月 1 5 日

提出者 久喜市議会議員

新 井 兼

斉 藤 広 子

猪 股 和 雄

杉 野 修

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例（平成 2 2 年久喜市条例第 2 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総務財政市民常任委員会」を「総務常任委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

常任委員会の名称を変更するため、この案を提出するものであります。